

# コロナ危機後のオンライン講義 法学系担当教員の立場から

パネリスト・ライトニングトーク

アカデミック・リンク開設10周年記念シンポジウム(ALPSプログラム第7回シンポジウム)  
ポストコロナの時代における高等教育とそれを支える教育・学習支援

2022年3月30日

千葉大学大学院 社会科学研究院 准教授

横田明美

Chiba University, Graduate School of Social Sciences

Assis. Prof. Dr. Akemi YOKOTA



## 自己紹介

### – 学生時代

- 2002年 学部入学(教養→法)、法科大学院、博士(法学)

### – 大学教員として9年

- 2013年～千葉大学准教授(法政経学部を主に担当)
- 2017年～ALC兼務教員
- 法学系としては異例:キャリアに比して教育目的著作が多い



教育面は試行錯誤...  
拙著『カフェパウゼで法学を 対話で見つける〈学び方〉』

- 普遍的な「学部教育」と法学教育の接続
  - 全体の7割は「法学入門」ではない(サブタイトルが本旨)
  - 普遍的な知のありかたと法学学習を結びつける



p.3

教員は二重の意味で「教わっていない」ことを教えるはめに

- 一重目: アクティブラーニング等
  - 教員の学生時は「やってない」ことがほとんど
    - 教員としての試行錯誤で習得...できているかどうか
- 二重目: オンライン授業・ゼミ
  - 教員の学生時はそもそもオンライン環境が...
  - 動画視聴による学びって?
    - 一個人としても「人それぞれ」(cf.「倍速視聴」問題)
    - まして「単位習得の圧力」のある学び方はしていない

p.4

## わからない、「教育効果」

---

- 「教え方」の最適解を教わっていない
  - 教育手法としての効果測定に関する知見がない
  - コンテンツの「作り方」で精一杯
    - どういう風な内容がよいのか、課題はどうか分からない
- 各専門科目で求められる「習熟度」は達成できるか？
  - 例) 法学系における司法試験(予備試験含む)
    - 5日間に及ぶ長大な筆記試験
    - 素地を作るという意味での学部定期試験(記述式)
      - オンラインではほぼ不可能(レポートへの転換迫られる)
      - 自問「法政策科目としてはよいが、司法試験科目としては...？」

p.5

## ポストコロナの時代における高等教育 専門科目教育はどうあるべきか

---

- 「学生の到達目標」自体も更新する必要？
  - どのようなアウトプットができるようになることを目指すのか
    - 例) オンラインゼミの効用: 学生自身も「コンテンツ作成」能力向上→結果としてレポートの水準は確保
  - そもそも: ポストコロナの時代を生き抜くための教育は何か
- 学習支援との役割分担
  - 教員自身のFDが2重の意味で必要
  - 学生との信頼関係構築

p.6